

## 埼玉県八潮市での道路陥没事故を受けた本市の対応について

令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市で下水道管の破損に起因する道路陥没事故が発生したことを踏まえ、本市でも独自に下水道管の緊急点検を実施しました。

### 1. 緊急点検の対象施設

埼玉県での道路陥没事故を受けて国土交通省が発出した事務連絡を踏まえ、大阪市内の下水道管路（総延長約 4,975 km）のうち、口径 2,000 mm 以上の管路すべて（約 311 km）を対象に実施しました。（別紙位置図参照）

| 分類（口径 2,000 mm 以上の管路）                                   | 対象延長     | 選定理由                                               |
|---------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------|
| ①腐食するおそれの大きい管路                                          | 約 3 km   | 陥没事故等が発生しやすく影響が大きいリスクの高い場所において実施                   |
| ②下水処理場に直結する管路<br>（2 スパンまたは最終合流地点より下流）                   | 約 8 km   | 事故発生時に広範囲に下水道が使用できなくなるリスクを踏まえ実施                    |
| ③流域関連公共下水道の管路<br>（寝屋川北部・南部）                             | 約 5 km   | 国要請に準拠して実施                                         |
| ④処理能力 300,000m <sup>3</sup> /日以上の上<br>処理場と接続する管路（平野・津守） | 約 80 km  | 国要請を本市に当てはめた際に対象となる施設において実施                        |
| ⑤上記以外の管路                                                | 約 215 km | 発生時に影響が大きい口径 2,000 mm 以上の管路のすべてにおいて実施              |
| 合計                                                      | 約 311 km | 点 検： 約 311 km<br>空洞調査： 約 308 km <small>（注）</small> |

（注）大阪湾や市内河川の下に埋設されている区間（約 3 km）については、空洞調査の対象から除外しました。

### 2. 緊急点検の実施内容

#### （1）下水道管の点検

##### 1）実施方法

「下水道維持管理指針 実務編-2014 年版-（公益社団法人 日本下水道協会）」に基づき、地上から鏡や管口カメラをマンホール内に挿入するなどして、目で見える範囲の管内の状態や堆積物の有無を確認しました。

##### 2）実施期間

令和 7 年 2 月 5 日 ～ 令和 7 年 2 月 26 日

##### 3）結果

目視で確認した範囲において、異常は確認されませんでした。

## (2) 下水道管直上における空洞調査

### 1) 実施方法

センサーを搭載した検査車両を走らせ、レーダーにより舗装面から 1.5m までの間にある空洞を確認する空洞調査を実施しました。

また、検査車両が通行できない区間（約 60 km）については、舗装の凹みといった道路陥没の予兆が表れていないことを人が歩いて確認しました。

### 2) 実施期間

令和 7 年 2 月 16 日 ～ 2 月 28 日（現地調査）

### 3) 結果

空洞調査の結果、レーダーの波形に異常があり、解析の結果、国の判定基準において道路陥没が発生する可能性が高いと判定されたところが 12 箇所見つかりました。

すべての箇所について 4 月 10 日までに、試験掘りによる空洞の状態確認を行うとともに、空洞部分の埋戻しを完了しています。

なお、空洞の原因を調査した結果、今回の点検対象である口径 2,000 mm 以上の下水道管に起因するものではありませんでした。

#### 【埋戻しを行った所在地】

- ・北区天神橋 4 丁目
- ・福島区福島 2 丁目
- ・此花区伝法 1 丁目
- ・東淀川区淡路 2 丁目、大道南 2 丁目
- ・西成区南津守 3 丁目
- ・城東区永田 3 丁目、今福西 5 丁目
- ・旭区太子橋 3 丁目
- ・生野区勝山南 4 丁目
- ・平野区平野西 6 丁目
- ・東住吉区西今川 1 丁目

## 3. 今後の対応について

本市では、下水道管路の「健全度」と不具合が発生した場合の影響（リスク・被害）の大きさを表す「重要度」を踏まえ、適切な頻度により、点検やテレビカメラ調査等を計画的に実施し、施設の状態監視を行っています。

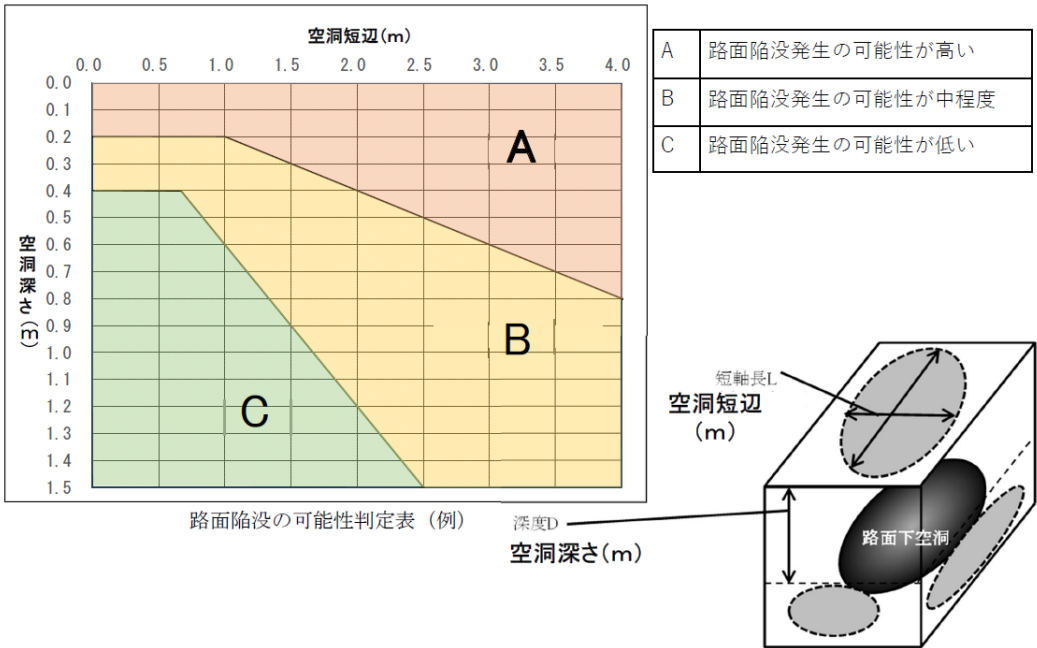
今後も引き続き、適切に維持管理することで、下水道の流下機能の確保に努めてまいります。

【参考資料】

空洞調査の判定基準

路面陥没の可能性判定表(例)

引用：路面陥没の防止に関するガイドライン（案）（国土交通省 関東地方整備局）



出典：緊急点検に関連した路面下空洞調査について（令和7年1月31日国土交通省事務連絡）